

秩父別町企業立地促進条例

(目的)

**第1条** この条例は、本町における企業の立地を促進するため、施設を設置する事業者に対して必要な奨励措置を行い、本町の経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等

ア 工場 物の製造又は加工若しくは修理等を行う施設をいう。

イ ソフトウェア関連施設 他人の需要に応じて電子計算機のプログラムの用に供する施設をいう。

ウ 試験研究施設 高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設をいう。

エ 指定施設 道路貨物運送業、梱包業、情報処理サービス業、コールセンター及び自然科学研究所の用に供する施設をいう。

オ その他の施設 前記アからエまでに掲げるもののほか、町長が本町の経済や産業の振興に貢献すると認めた施設をいう。

(2) 新設 新たに工場等を設置する場合をいう。

(3) 増設 工場等を有する者が、既存の工場等を拡充する場合をいう。

(4) 投資額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定による固定資産（自動車、軽自動車及び原動機付自転車を含む。）で事業の用に直接供するものの取得価格をいう。

(5) 雇用者 1年を越えて常時雇用される者をいう。

(6) 工場用水 事業用に使用する業務用給水をいう。

(奨励措置の対象)

**第3条** この条例による奨励措置の対象は、次の要件すべてに該当する事業者であり、町長が指定した事業者（以下「指定事業者」という。）に対して行う。

(1) 工場等の新設、増設及び用地の取得（以下「新設等」という。）の投資額が2,000万円を超え、併せて、常時雇用する従業員数が5人以上ある事業者とする。

(2) 公害の防止等環境の保全に関し適切な措置を講じられると町長が認める事業者とする。

(3) 公租公課の滞納が無い事業者とする。

2 町長は、前項の規定に達しない場合であっても、特に本町の産業振興に貢献すると認められる場合は奨励措置を受ける指定事業者とすることができる。

(指定事業者の申請手続)

**第4条** 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(奨励措置)

**第5条** 町長は、指定事業者が新設等（1回に限り）をした場合、次のいずれか又は全部について奨励措置を行うことができる。ただし、民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人は、この限りでない。

(1) 課税の減免

(2) 補助金の交付

(3) 町有の土地及び建物（以下「町有土地等」という。）の貸付

(4) その他必要な措置

2 前項第1号の規定による課税の減免は、次のとおりとする。

(1) 課税の減免の対象は、土地及び当該工場等に賦課された固定資産税とする。

(2) 課税の減免の期間は、新たに固定資産税を課される年度から5年間とする。

(3) 課税の減免の率は、別表1の率を乗じて得た額を限度とする。

3 第1項第2号の補助金の区分は、投資額、取得額、雇用者及び工場用水使用料に対するものとし、その対象及び補助額等は別表2のとおりとする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(奨励措置の申請手続)

**第6条** 指定事業者が、第5条の規定による奨励措置を受けようとするときは、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(課税の減免の範囲)

**第7条** 第5条第1項第1号の適用の範囲は、新設等に係る固定資産とする。ただし、事務所及び倉庫（工場と一体になっている場合は除く。）、事務所用備品、福利厚生のために設置されるスポーツ施設及び売店、理容所、会館、寄宿舎等の建物及びその敷地である土地は除く。

(投資額の範囲及び算定)

**第8条** 第3条第1項第1号に規定する新設等の投資額の範囲は、操業又は事業のために直接使用されるもののほか、工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るものを含むものとする。

2 工場等を移転する場合におけるその工場等の移転のための投資額の算定に当たっては、移転直前のその工場等に係る減価償却資産の評価額を差し引くものとする。

(雇用者の範囲及び算定)

**第9条** 第2条第1項第5号に規定する雇用者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 新設等に伴い新たに雇用される者であること。
- (2) 雇用期間の定めのない雇用者であること。
- (3) 雇用保険の被保険者であること。
- (4) 年間の給与所得が130万円以上見込まれる者であること。
- (5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条の規定による労働者名簿に記載される者とする。

ただし、町内の同一企業内での配置換えの者及び代表権を持つ会社役員は含まない。

2 工場等の増設に伴う雇用増は、その増設に係る工事完成日前3年間における決算期ごとの雇用者数を平均した雇用者数を基準として算定する。

(工場用水使用量の算定)

**第10条** 新設に伴う事業用に使用する工場用水使用量の算定には、工場等で使用する年間上水道使用量を操業日数で除し、1日当たりの平均使用量が50立方メートル以上であることを基準とする。

2 増設に伴う事業用に使用する工場用水使用量の算定に当たっては、増設時の1年前同時期の使用量を差し引いた後の水量を基礎とする。

(町有土地等の貸付期間等)

**第11条** 第5条第1項第3号に規定する町有土地等の貸付けの期間は、契約の締結の日から10年以内とする。

2 町有土地等の貸付料は、無料とする。

3 町有土地等の貸付けを受けた場合、町長の承認なくして対象物件の上に物権貸借権等を設定し、又はその他対象物件の現状を変更する等、本町に損害を及ぼす行為をしてはならない。

4 町有土地等の貸付けを受けるにあたり、町長に対し、原状回復を担保するための保証金を納めなければならない。

5 保証金の額は、貸付けを受ける町有土地等に新設する工場等の解体及び設備の撤去等に要する費用相当分とする。

- 6 第4項に定めるほか、町長の承認を受け、工場等の増改築を行う場合において、その増改築により保証金の額が増額する場合、借受人は、工事を着手する前日までにその差額を納めなければならない。ただし、改築により保証金が減額する場合は、その差額は還付しない。
- 7 貸付を受けた町有土地等を返還するとき、借受人が自己の負担により原状に回復した場合は、町長は保証金を還付するものとする。
- 8 貸付を受けた町有土地等を返還するとき、借受人が自己の負担により原状に回復しないときは、保証金を還付しない。
- 9 還付する保証金には利子は付さない。

(事業計画の変更)

**第12条** 指定事業者は、新設等に係る計画を変更するとき（第3条第1項第1号に規定する要件を欠くこととなる変更を除く。）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- 2 指定事業者は、新設等に係る計画の廃止又は第3条第1項第1号に規定する要件を欠くこととなる変更をしたときは、その廃止又は変更後10日以内に、その理由及び内容を町長に届け出なければならない。

(奨励措置の承継)

**第13条** 奨励措置を受けている期間中に相続（法人にあつては合併）又は工場等の譲渡その他の理由によりその工場等の所有者に変更が生じたときは、その事業が継続される場合に限り、その事業を承継する者に対し、引続き奨励措置を行うものとする。ただし、この場合、事実が生じた後10日以内に町長にその内容を届け出なければならない。

(奨励措置の取消し又は停止)

**第14条** 町長は、奨励措置を受けた者が次のいずれかに該当したときは、奨励措置を取消し又は停止するとともに、損害の賠償及び既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命令することができる。

- (1) 事業を休止又は廃止、若しくはこれらと同様の状態に至ったとき。
- (2) 事業の縮小により第3条第1項第1号及び第5条第3項の別表2に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により資金の融資又は補助金の交付を受け、若しくは受けようとしたとき。
- (4) この条例又は町長の指示する事項に違反したとき。
- (5) その他町長が公益上不相当と認めたとき。

2 前項第1号の規定は、操業又は事業を開始した日から3年以内にその事実が判明した場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には返還を命令しないものとする。

(1) 災害等により操業等の継続ができなくなった場合

(2) 企業経営の悪化により倒産した場合

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その理由及び休止又は廃止（倒産の場合を除く。）の予定日を町長に届け出て協議を行った場合で、町長が特にやむを得ないと認めた場合については、返還を命令しないものとする。

（届出の義務）

**第15条** 指定事業者は、次のいずれかに該当したときは、事実の生じた日から起算して10日以内に町長に届け出なければならない。

(1) 工事に着手したとき。

(2) 工事が完了したとき。

(3) 事業を休止又は廃止したとき。

(4) 奨励措置の決定前に操業又は事業を開始したとき。

（報告の義務）

**第16条** 指定事業者は、その事業の操業を開始した日の属する事業年度から3年間、毎年度、その事業年度ごとにその決算終了後2か月以内に操業（事業）状況を町長に報告しなければならない。

（調査）

**第17条** 町長は指定事業者に対して事業、雇用状況等について、必要があると認めるときは、職員により実地調査することができる。

（委任）

**第18条** この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

## 附 則

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

2 秩父別町工業開発促進条例（昭和42年条例第15号）は廃止する。

別表 1 (第 5 条第 2 項第 3 号関係)

年度	減免率
第 1 年度から第 3 年度まで	100分の100
第 4 年度	100分の60
第 5 年度	100分の40

別表 2 (第 5 条第 3 項関係)

区分	対象	補助率及び補助額	限度額
1 工場等に係る投資額に対する補助	投資額（土地を除く。）が2,000万円以上の場合	投資額の10%に相当する額	1億円
2 用地取得に対する補助	取得面積が1,000㎡以上の場合	用地取得費の30%に相当する額	1,000万円
3 新たな雇用者に対する補助	新たに雇用される町内居住者	新たに雇用された町内居住者の数に20万円を乗じて得た額	1,000万円
4 工場用水使用料に対する補助	年間の事業用に使用した上水道量を操業日数で除した数値のうち、50m <sup>3</sup> を超える上水道料	左記超過上水道料 1 m <sup>3</sup> 当たり20円（操業開始後3年間とする。）	1年間 500万円